

広島ヘリポート空港供用規程

空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、広島ヘリポート空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第 1 条 広島ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の運用時間は、午前 8 時 30 分から午後 7 時 00 分までとする。

2 ヘリポート機能施設事業等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（広島ヘリポート施設の概要）

第 2 条 ヘリポートの施設の概要は、次に規定するところによる。

（1）着陸帯・滑走路の長さ及び幅

ア 着陸帯の長さ 35 メートル

〃 幅 30 メートル

イ 滑走路の長さ 35 メートル

〃 幅 30 メートル

（2）最大離陸重量

11 トン以下

（3）エプロンのバース数

14 バース

（広島ヘリポートが提供するサービスに関する情報）

第 3 条 次に掲げるヘリポートが提供するサービスに関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つように努める。

（1）ヘリポート管理者等の氏名、住所及び連絡先その他のヘリポートに関する情報

（2）前号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時にヘリポートが提供するサービスその他のヘリポートが提供するサービスに関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第 4 条 ヘリポートが提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、広島県広島ヘリポート条例（平成 23 年広島県条例第 28 号）、広島県広島ヘリポート条例施行規則（平成 24 年広島県規則第 74 号）及び広島県広島ヘリポート運用規程（平成 24 年広島県告示第 861 号）の定めるところによる。

附 則

この広島ヘリポート空港供用規程は、平成 24 年 11 月 15 日から施行する。